

その通信販売は大丈夫？

“最終確認画面”をよく確認しましょう！



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

通信販売事業者は、通信販売の“最終確認画面”において、顧客が“注文確定”の直前段階で、下記の各契約事項を簡単に最終確認できるように表示する義務があります。

通信販売で商品等を購入する場合には、最終確認画面に表示された契約条件をよく確認してください。

①

分量

数量、回数、期間等を表示

定期購入契約の場合、各回の分量、総分量も表示

②

販売価格・対価

複数商品を購入する場合、支払総額も表示

定期購入契約の場合、2回目以降の代金も表示

③

支払の時期・方法

定期購入契約の場合、

各回の代金請求時期も表示

④

引渡・提供時期

定期購入契約の場合、

各回の商品発送時期も表示

⑤

申込みの撤回、解除に関する条件、方法、

返品や解約の条件、方法、効果等を表示

定期購入契約で解約の申出に期限がある場合、申出期限を表示

⑥

申込期間 (期限のある場合)

季節商品のほか、期間限定販売を行う場合、その申込期限を表示

✓ 事業者側が上記事項について表示をしないことなどにより、消費者に誤認を与えた場合、誤認して申込みをした消費者は、契約の申込みの意思表示を取り消せる場合があります。

✓ 最終確認画面の表示内容をスクリーンショットなどを活用し、証拠として残すようにしましょう。

✓ 最終確認画面に上記事項の表示がない場合は、消費生活ホットライン（188）にすぐ御相談ください。



消費者庁
ウェブサイト

「これって1回限りじゃないの!？」 通販申込前の確認ポイント



1回限りの購入？継続的な購入？



**継続的な購入の場合、回数は？
解約しないとずっと続く？**



**継続的な購入の場合、
総額や一定額での支払額は？ ※**

※継続的な購入の場合、1回目の商品価格は安くても、2回目以降の商品価格が高いことがあるため、2回目以降の商品価格や総額をしっかりと確認しましょう。



解約方法・条件や返品方法・条件は？



支払時期や引渡時期は？ ※

※継続的な購入の場合は、2回目以降の商品は前回の商品が届いてから何日後に届くか、後払いの場合は、商品が届いてから何日以内に支払うのかを確認しましょう。